

令和7年第7回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年7月31日(木) 15時15分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主任主事 船盛 主任主事 富田 主 事 野田
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更申し出に係る意見決定」について

開 会 午後15時15分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和7年第7回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は 13 番委員と 14 番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 2 件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。 国分 1 を 3 番委員
3 番委員	1 号 1 番。届出地は広瀬生活改善センターの東に位置し、現況は造成中である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.5m するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	国分 2 を 17 番委員
17 番委員	1 号 2 番。届出地は下井公民館の北に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.5m するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告に、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案を意見決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 2 件、中間管理権設定 40 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 10 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括し報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転 2 件、筆数 3 筆、面積 4,167 m ² 。利用権設定 40 件、筆数 53 筆、面積 68,821 m ² 。 このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が21件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、隼人1、2を5番委員。
5番委員	3号1番2番は受人が同一であるので一括して報告します。申請地は小浜地区中央公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3、4を3番委員。
3番委員	3号3番。申請地は野口橋の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号4番。申請地は松木野口地区ふれあい広場の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分5を10番委員。
10番委員	3号5番。申請地は市営奈良田団地の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請時契約時期を本年8月来年7月としていたが許可後借入れることもできるとのことであった。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分6から8までを17番委員。
17番委員	3号6番。申請地は上井地区コミュニティ広場の北東に位置し、現況は不耕作でありましたが、調査時点で除草、以後耕耘することであった。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の1号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号7番。申請地は下井地区集会所の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外

	<p>の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号8番。申請地は上野原浄水場の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分9を18番委員。
18番委員	<p>3号9番。申請地は北公園の東に位置し、現況は田である。耕耘がしてあったが田植えには間に合わなかったことを聞取りした。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人10を12番委員。
12番委員	<p>3号10番。申請地は鹿児島空港の北東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人11から13を13番委員。
13番委員	<p>3号11番。申請地は隼人町小浜地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号12番。申請地は埴上公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号13番。申請地は隼人東インターチェンジの東に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺14を1番委員。
1番委員	<p>3号14番。申請地は今別府公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可</p>

	相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 15 を 14 番委員。
14 番委員	3 号 15 番。申請地は大住公民館の南西に位置し、現況は田で水稻が植え付けてある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 16 を 2 番委員。
2 番委員	3 号 16 番。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく横川 17 を 16 番委員。
16 番委員	3 号 17 番。申請地は正牟田活性化センターの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 18 から 20 を 8 番委員。
8 番委員	<p>3 号 18 番。申請地は牧園総合支所の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 19 番。申請地は中福良公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 20 番。申請地は市後柄自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島 21 を 4 番委員。
4 番委員	3 号 21 番。申請地は栢田自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には中間管理機構を通じて受人が令和 8 年 1 月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって合意解約書が提出されております。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が10件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、溝辺1、2、横川3まで4番委員。
4番委員	4号1番。申請地は瀬間利公民館の北東に位置し、現況は不耕作地で一部資材置場である。なお、平成17年頃、貸資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 4号2番。申請地は立岩公民館の北に位置し、現況は実行済みである。年月日不詳で農業用倉庫1棟を建築、令和7年6月頃に農業用倉庫1棟を建築着工してしまったという始末書が添付されています。農地区分は農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫2棟、農業用資材置場を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 4号3番。申請地は正牟田活性化センターの北に位置し、現況は既に実行済みである。なお、平成6年5月頃農業用倉庫2棟、資材置場、通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫2棟、資材置場、通路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人4から6を5番委員。
5番委員	4号4番。申請地は市営天降川団地の南西に位置し、現況は実行済みである。なお、年月日不詳造成済みで駐車場で利用してきたと始末書が提出されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号5番。申請地は市営天降川団地の南西に位置し、現況は実行済みである。なお、年月日不詳造成済みで駐車場で利用してきたと経緯書が提出されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たし

	<p>ていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号6番。申請地は市営天降川団地の南西に位置し、現況は実行済みである。なお、年月日不詳造成済みで駐車場で利用してきたと経緯書が提出されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人7を12番委員。
12番委員	<p>4号7番。申請地は土橋公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳植林をしてしまったと経緯書が提出されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人8を13番委員。
13番委員	<p>4号8番。申請地は小田西公民館の西に位置し、現況は不耕作地と倉庫である。なお、昭和57年頃倉庫を建築してしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地290.58㎡を一体利用するもので全体計画面積は464.58㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺9を11番委員。
11番委員	<p>4号9番。申請地は今別府公民館の東に位置し、現況は通路である。なお、平成29年頃通路にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地、山林への通路として利用するものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園10を6番委員。
6番委員	<p>4号10番。申請地は万膳小学校の北西に位置し、現況は植林済みである。なお、令和4年12月頃植林してしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定いたしました。つきましては、8月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定めら

	れた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取いたします。
--	---------------------------------------

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。これも調査委員の報告を求めます。 まず国分1から3を6番委員。
6番委員	5号1番。申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。計画面積は522㎡であり、一般住宅は概ね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されております。 5号2番。申請地は舞鶴中学校の東に位置し、現況は造成済みである。農地区分は農用地区内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和7年10月28日から令和8年12月31日まで延長するもので、一時転用終了後農地へ復元する計画であるため妥当と思われる。 5号3番。申請地は下井地区集会所の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅4棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4、5を3番委員。
3番委員	5号4番。申請地は市営野口団地の北西に位置し、現況は一部造成済みである。なお、令和5年1月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。計画面積は529㎡であり、一般住宅は概ね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されております。 5号5番。申請地は福島地区コミュニティ供用施設の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地32.72㎡を一体利用するもので全体計画面積は352.72㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分6を10番委員。
10番委員	5号6番。申請地は東その山地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、店舗1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。

議長（会長）	同じく国分7を18番委員。
18番委員	5号7番。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人8を5番委員。
5番委員	5号8番。申請地は市営大津団地の南に位置し、現況は不耕作地である。なお今回の申請に当たって面積超過理由書が提出されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、通路を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人9、10を13番委員。
13番委員	5号9番。申請地は小田西公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。有効面積は515㎡であり、一般住宅は概ね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されています。 5号10番。申請地は住吉公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、8月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取することといたします。

△ 議案第6号 「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更申出に係る意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更申出に係る意見決定」について議題といたします。当委員会に対し、農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更8件について、市長から意見を求められておりますので、審議を求めます。 ただし、今回の議案は過去の議案において現地調査及び審議が尽くされた内容に加え、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事案であることから、事務局からその説明をさせることとします。
事務局	議案第6号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更申し出に係る意見決定」について

	<p>報告いたします。6号1番から7番までについては、令和7年第6回定例総会にて農振除外及び用途区分変更意見決定済となるため、割愛させていただきます。</p> <p>6号8番。申出人は、認定電気通信事業者で、地域計画変更目的は、送電線の建設に伴う電線路新設のためであり、地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更申出に係る意見決定」について、原案のとおりと意思決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成です。よって、本案件は原案のとおりと意見決定し、その旨市長に答申いたします。</p> <p>以上で、令和7年第7回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はありませんか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではないようですので、以上で令和7年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。一同、礼。</p>

閉会 午後16時10分